

【研究コラム】

欧州連合（EU）による国際平和活動の概観

統合幕僚学校国際平和協力センター研究員

3等海佐 奥田 哲也

はじめに

2015年の国際平和協力法の改正により、日本は国際連携平和安全活動の枠組みで多国籍の国際平和活動に参加している（多国籍部隊・監視団（MFO: Multinational Force and Observers）、2019年～継続参加中）。また、その他にも日本は参加していないが、地域的機関が行っている活動も存在する。

このような非国連続括型の活動は、国連の行う平和活動と相まって重要な役割を果たしている。

日本の参加対象として国際平和協力法にも「欧州連合その他政令で定めるもの」と定められており、本稿では、日本がまだ参加しておらず、まだ一般には馴染みが薄いと思われる欧州連合（EU: European Union）が行っている現行の国際平和活動を概観する¹。

欧州連合（EU）の概要

1952年に欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC: European Coal and Steel Community）がベルギー、西ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク及びオランダの6か国により設置され、以後、欧州経済共同体（EEC: European Economic Community、1958年設立）、欧州原子力共同体（Euratom: European Atomic Energy Community、1958年設立）が設置され、1967年にこれらが統合され欧州共同体（EC: European Communities）となった。

他方、軍事面においては、既に1948年に西方同盟防衛機構（WUDO: Western Union Defence Organization）が、1949年には米国を含んだ北大西洋条約機構（NATO: North Atlantic Treaty Organization）が設立され、ソ連を事実上の盟主とするワルシャワ条約機構（WPO: Warsaw Pact Organization、1955年設立）の東側陣営と対峙することとなった。

ECは、その後、数次にわたる拡大を重ね、1989年にベルリンの壁が崩壊した後、1990年に東西ドイツが統一されて旧東ドイツも含まれることとなり、1993年、欧州連合条約（マーストリヒト条約）によりEUとなった。2004年から2007年にかけて第5次拡大とも言われる新規の加盟が進み、27か国を擁するまでに至った。

当初は、経済分野における欧州域内協力の枠組みであったが、マーストリヒト条約により、部分的ではあるものの政治外交分野における統合も進められることとなり、それは「共通安全保障外交政策」（CFSP: Common Foreign and Security Policy）として明確に示された²。

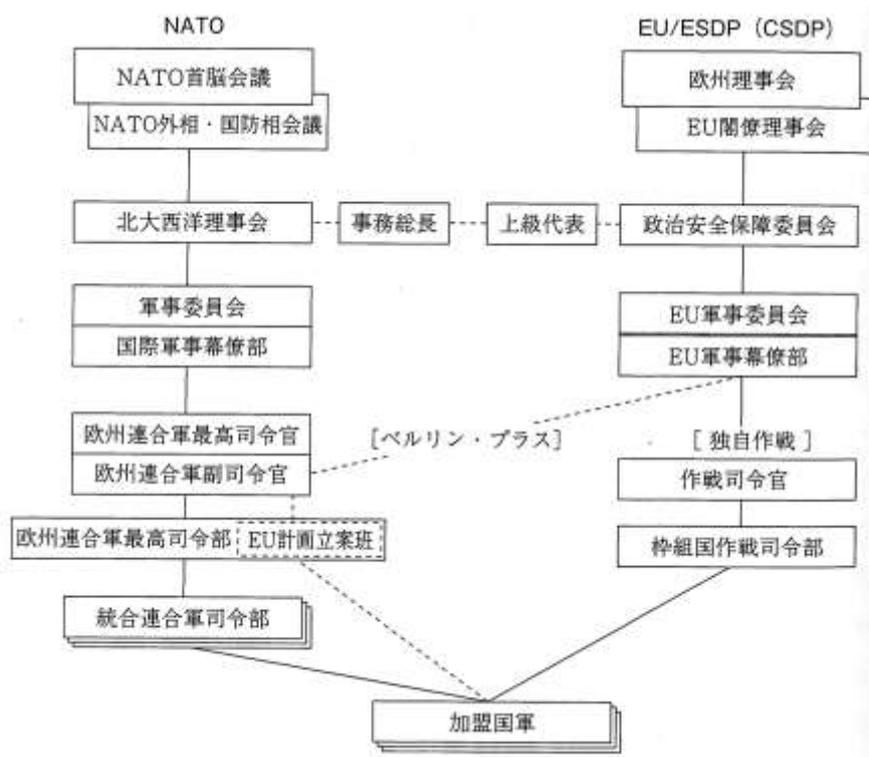
¹ 青井佳恵「EUの共通安全保障防衛政策（CSDP）に基づく域外軍事・文民活動」国立国会図書館調査及び立法考査局『岐路に立つEU 総合調査報告書』（調査資料2017-3）、2018年3月。

² 日本貿易振興会海外調査部欧州課「欧州安全保障防衛政策（ESDP）の展開とNATO」『JETROユーロトレンド』2003年3月。

EU の国際平和活動の始まり

その方向性としては 1992 年に西方同盟の後継である西欧同盟（WEU: Western European Union）が採択したペーターズベルク宣言の内容が想定されていた。すなわち、ローエンドな人道支援・救難任務及び平和維持活動から危機管理の際の平和創造を含むハイエンドな戦闘部隊任務までの広がりを持つものだった³。もっとも、それは先行する NATO の協力なくしては実行できるものではなく、1996 年のベルリン NATO 首脳会議で「分離可能だが一体のもの」との条件のもと、欧州独自の安全保障構想は受け入れられた⁴。

その後も NATO の優位性を保ちたい米国と欧州独自の安全保障路線を追求しようとする英仏との間でぎくしゃくした関係が続いたが、2003 年には EU と NATO との間でベルリン・プラス合意が結ばれることで落ち着きを見せた⁵。これは、EU が独自の作戦立案・防衛計画能力を持つことは NATO と重複するため、これをやめさせる一方で、EU は NATO が関与しない事態においては NATO の能力・アセットを用いること



NATO と EU/ESDP(CSDP)の指揮関係

(出所：広瀬佳一・吉崎知典編著『冷戦後の NATO』勁草書房、2012 年、34 頁。)

³ 広瀬佳一編『冷戦後の NATO — “ハイブリッド同盟” への挑戦—』勁草書房、2012 年、31 頁。

⁴ 日本貿易振興会「欧州安全保障防衛政策（ESDP）の展開と NATO」。

⁵ 小林正英「EU-NATO 関係の現在 —ソマリア沖海賊対策作戦の事例を中心に—」『尚美学園大学総合政策論集』第 25 号、2017 年 12 月。

ができる、というものである⁶。

政策文書については、1999年「欧州安全保障・防衛政策」(ESDP: European Security and Defence Policy)、2003年「欧州安全保障戦略」(ESS: European Security Strategy)、2016年「EU グローバル戦略」(EUGS: EU Global Strategy on Foreign and Security Policy)、2022年3月に「戦略コンパス」(A Strategic Compass for Security and Defence)が逐次発表されている。

制度面に目を転じると、2001年に各加盟国の参謀総長から構成されるEU軍事委員会(EUMC: European Union Military Committee)と平常の実務面を取り仕切るEU軍事幕僚部(EUMS: European Union Military Staff)が設置された。その後、2009年12月発効のリスボン条約に基づいて欧州対外行動庁(EEAS: European External Action Service)が設置され、EUの対外政策を担う体制が強化された。なお、リスボン条約ではESDPを「共通安全保障・防衛政策」(CSDP: Common Security Defence Policy)と改称している。2017年には常設軍事協力枠組み(PESCO: Permanent Structured Cooperation)が欧州理事会(European Council)の決定を経て実働を始め、共同訓練やサイバー分野、作戦能力向上等のプロジェクトを行っている⁷。

このようにEUが軍事作戦を行えるような環境が整えられていく中で、2003年、ボスニア・ヘルツェゴビナにEU初の軍事ミッションが展開し、以後、域外活動は37件以上にまで広がりを見せていく(19件は既に完結)。現在では約4,000人以上が西欧に隣接するアフリカ、西バルカン、東欧、中東で軍事ミッションに従事している⁸。

現行のEUの国際平和活動

EUが現在行っている国際平和活動は、文民ミッション12件及び軍事ミッション9件の計21件である(下図参照)。

⁶ 日本貿易振興会「欧州安全保障防衛政策(ESDP)の展開とNATO」。

⁷ Permanent Structured Cooperation, Factsheet “Permanent Structured Cooperation - PESCO,” November 16, 2021, https://www.eeas.europa.eu/sites/default/files/pesco_factsheet_2021-12.pdf.

⁸ European Union External Action Service (EEAS), Factsheet “EU Missions and Operations,” March 20, 2023, https://www.eeas.europa.eu/sites/default/files/documents/2023/EU-mission-and-operation_2023_0.pdf.



活動地域	ミッション名（開始年） （太字は軍事ミッション）	活動期間が重複する又は 任務を継承した他のミッション
①ボスニア・ヘルツェゴビナ	EUFOR Althea (2004)	NATO（継承）、OSCE、暫定機構
②コソヴォ	EULEX Kosovo (2008)	国連、NATO、OSCE
③ウクライナ*	EUAM Ukraine (2014) EUMAM Ukraine (2022)	
④ジョージア	EUMM Georgia (2008)	
⑤アルメニア	EUAM Armenia (2023)	
⑥イラク	EUAM Iraq (2017)	国連、NATO
⑦イスラエル・パレスチナ	EUBAM Rafah (2005) EUPOL COPPS (2005)	国連
⑧リビア	EUBAM Libya (2013)	国連、AU
⑨リビア沖・地中海	EUNAVFOR Operation Iriini (2020)	NATO

AU：アフリカ連合 (African Union)

OSCE：欧州安全保障協力機構 (Organization for Security and Co-operation in Europe)

* ③**EUMAM Ukraine** の活動地域について、公式 HP では「EU 域内 (on EU soil)」とのみ示され、地図上はベルギーに表示されている⁹。

⁹ EEAS, Factsheet “European Union Military Assistance Mission Ukraine,” December 2, 2022,



活動地域	ミッションの種別（開始年） （太字は軍事ミッション）	活動期間が重複する又は 任務を継承した他のミッション
⑩マリ	EUTM Mali (2013) EUCAP Sahel Mali (2015)	国連、AU
⑪ニジェール	EUCAP Sahel Niger (2012) EUMPM Niger (2023)	
⑫中央アフリカ共和国	EUTM RCA (2016) EUAM RCA (2021)	国連、AU
⑬ソマリア	EUTM Somalia (2010) EUCAP Somalia (2012)	国連、AU
⑭ソマリア沖	EUNAVFOR Operation Atalanta (2008)	NATO、有志連合
⑮モザンビーク	EUTM Mozambique (2021)	

現行の EU の国際平和活動

（出所：Center for International Peace Operations (ZIF) HP、European Union External Action Service HP、Stockholm International Peace Research Institute HP 及び Google Map をもとに筆者作成）

EU が欧州域外における活動を展開するにあたっては、国連や NATO と協調してい

<https://www.eeas.europa.eu/sites/default/files/documents/2023-EUMAMUkraine.pdf>.

くことが「戦略コンパス」中でも示されている¹⁰。ただし、他機構のミッションとの関係について、時系列あるいは機能別といった観点から意図的に棲み分けている様子はいかがえない。他方、NATO との関係においては、軍事ミッションにおける部隊運用の権限等について一部制約があったことが指摘されている¹¹。また、情勢が安定して軍事的負担が軽減した後に NATO から引き継いだ軍事ミッションもある（①ボスニア・ヘルツェゴビナ）。

軍事ミッションの概観

これらの国際平和活動のうち、それぞれの軍事ミッションの加盟国や参加人数、国連安保理決議の有無等に注目すると下表のように整理できる。

活動地域 ミッション名（開始年）	加盟国数 参加軍人	非加盟国参加軍人 （人）	国連安保理決議の有無等
①ボスニア・ヘルツェゴビナ EUFOR Bosnia-Herzegovina Military Operation Althea (2004)	21 各国 1,100 人	アルバニア(1)○ チリ(7) 北マケドニア(1)○ スイス(20) トルコ(1 コ中隊)○	国連安保理決議（S/RES1551 (2004)）で EU に授權あり（NATO から継承）。 指揮官は、NATO 欧州連合軍最高司 令部（SHAPE: Supreme HQ Allied Powers Europe）参謀副長が兼務。 ミッション司令部は SHAPE 内に所 在。
③ウクライナ EU Military Assistance Mission in support of Ukraine (2022)	N/A	N/A	2022.10.17 欧州理事会承認
⑨リビア沖・地中海 EU Naval Force Operation Iriní (2020)	23 各国	セルビア○	国連安保理決議（S/RES2510 (2020)）に基づき、2020.3.31 欧州 理事会承認 EUNAVFOR Operation Sophia (2015-2019)の後継 NATO とも情報共有等により協力
⑩マリ EU Training Mission in Mali (2013)	25 各国 700 人	ジョージア(1) モルドヴァ(2)○ モンテネグロ(2)○	国連安保理決議（S/RES2071 (2012)）で EU に授權あり。

¹⁰ European Union, *A Strategic Compass for Security and Defence*, March, 2022, p. 15.

¹¹ 鶴岡路人「NATO・EU 協力の新たな改題 ―棲み分けから協働へ―」『法学研究』第 84 巻第 1 号、2011 年 1 月、431 頁。むしろ、EU は法の支配関連の活動や能力構築のような文民ミッションに重きを置いているとも考えられる、同上、435、437 頁；篠田英朗『パートナーシップ国際平和活動 ―変動する国際社会と紛争解決―』勁草書房、2021 年、234 頁を参照。

活動地域 ミッション名 (開始年)	加盟国数 参加軍人	非加盟国参加軍人 (人)	国連安保理決議の有無等
⑪ニジェール EU Military Partnership Mission in Niger (2023)	N/A	N/A	ニジェール側からの要請を受け、 2023.2.20 欧州理事会承認
⑫中央アフリカ共和国 EU Training Mission in Central African Republic (2016)	11 か国 176 人	ブラジル(6) ジョージア(35) 北マケドニア(1)○ セルビア(7)○	2015 年 5 月、サンバ・パンザ「大統領」が EU に対し、MINUSUCA と協同での軍再構築支援を要請、 2016.3.14 欧州理事会承認
⑬ソマリア EU Training Mission in Somalia (2010)	6 か国 165 人	セルビア(6)○	2010.2.15 欧州理事会承認
⑭ソマリア沖 EU Naval Force Military Operation Atalanta (2008)	N/A	モンテネグロ○ ニュージーランド ノルウェー セルビア○ ウクライナ○	国連安保理決議 ((S/RES1814 (2008), 1816(2008), 1838(2008)) に基づく (指名はなし)。 国連世界食糧計画 (WFP: World Food Programme) の海上輸送の護衛も行っている。
⑮モザンビーク EU Training Mission in Mozambique (2021)	9 か国 70 人	加盟国のみ	2021.7.13 欧州理事会承認

【凡例】

N/A : 公表データ上、確認できず。

- : EU 加盟候補国 (Candidate Countries : EU から加盟することを前提とするとの承認を経て加盟のための交渉を開始するに至った国)

現行の EU の軍事ミッション

(出所 : European Union HP、European Union External Action Service HP、North Atlantic Treaty Organization HP、United Nations Peacekeeping HP、外務省 HP 及び *The Military Balance 2023* をもとに筆者作成)

活動規模については、EU は同じ地域で活動する他機構等のそれと比べて小規模である¹²。この理由としては、いくつかのミッション名“Training Mission”からも類推されるように、能力構築支援においては 1,000 人以上もの人員を必要としないことが考えられる。

参加国を観察すると、欧州域内の非加盟国はもとより域外国の参加も受入れている

¹² 例えば、警察官や文民を除く軍人だけでも、ソマリアに展開する AU ミッション ATMIS では約 18,000 人、国連ミッション UNSOM では約 600 人、マリ国連ミッション MINUSMA では約 12,000 人、中央アフリカ共和国の国連ミッション MINUSCA では約 11,000 人が参加している。Stockholm International Peace Research Institute, *Multilateral Peace Operations 2022* を参照。

のは興味深い¹³。ただし、EU ミッションと他機構ミッションのどちらにあるいは両方に参加するのか、どの程度の規模で参加しているかについては、特段顕著な傾向は見られない。

これらの参加国にとってのメリットとしては、例えば、2 国間関係上、関心の高い相手国が EU ミッション派遣先と一致している、EU との他分野での関係に好影響を及ぼす、EU ミッションを支援している NATO と間接的ながらも関係強化を図る、などが考えられる。

おわりに

EU はあくまで地域的機関であるため、その国際平和活動は国連のそれと比較して活動地域は限られており、また規模も小さい。しかしながら、国連が活動していない地域で活動している独自ミッションも存在すること、欧州域外でも活動していること、そして少人数ながらも域外国からの参加も受け入れていることなどから、国連 PKO とは異なった特徴からも目が離せないユニークな存在だといえよう。

本稿で示された見解は統合幕僚学校国際平和協力センターにおける研究の一環として発表する執筆者個人のものであり、防衛省又は統合幕僚学校の見解を表すものではありません。

¹³ もっとも EU 加盟候補国についてはその立場上、参加することは理解できる。なお、海岸線を持たない国も海上作戦に参加しているが (⑨リビア沖・地中海、⑭ソマリア沖)、例えば、司令部内の法務担当のような海軍種以外からも参加可能なポストへの配置が考えられる。また、セルビア軍は機雷処理能力を有する河川船隊 (the Danube flotilla) を保有している、International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 2023*, p. 129 を参照。

【参考資料】

- 青井佳恵「EUの共通安全保障防衛政策（CSDP）に基づく域外軍事・文民活動」国立国会図書館調査及び立法考査局総合調査報告書『岐路に立つEU』国立国会図書館、2018年3月。
- 小林正英「EUの共通安全保障・防衛政策（CSDP）とは？」EU MAG Vol. 21、2013年10月。
- 「EU-NATO関係の現在 —ソマリア沖海賊対策作戦の事例を中心に」『尚美学園大学総合政策論集』第25号、2017年12月。
- 篠田英朗『パートナーシップ国際平和活動 —変動する国際社会と紛争解決—』勁草書房、2021年。
- 鶴岡路人「NATO・EU協力の新たな改題 —棲み分けから協働へ—」『法学研究』第84巻第1号、2011年1月。
- 日本貿易振興会海外調査部欧州課「欧州安全保障防衛政策（ESDP）の展開とNATO」『JETRO ユーロトレンド』2003年3月。
- 日本貿易振興会海外調査部欧州課「欧州安全保障防衛政策（ESDP）の新たな展開 —ボスニア、マケドニア、コンゴでの試みから—」『JETRO ユーロトレンド』2004年1月。
- 広瀬佳一編『冷戦後のNATO —“ハイブリッド同盟”への挑戦—』勁草書房、2012年。
- 『令和4年版 外交青書』。
- 『令和4年版 防衛白書』。
- European Union, *A Strategic Compass for Security and Defence*, March, 2022.
- International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 2023*, February, 2023.

【参考ウェブサイト】

外務省
駐日欧州連合代表部公式ウェブマガジン
Center for International Peace Operations (ZIF)
European Union
European Union External Action Service
Permanent Structured Cooperation
North Atlantic Treaty Organization
Stockholm International Peace Research Institute
United Nations Peacekeeping